

福岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則案について
(概要)

1 改正の理由

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第六十六号、以下「改正法」という。)が制定されたことを踏まえ、福岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(令和二年福岡県規則第六十七号。以下「規則」という。)について、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正概要

改正法の施行に伴い、改正後の漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第26条第2項及び法第30条2項で規定された「特別管理特定水産資源※」の漁獲量等の報告について、当該改正を反映させる。(規則第1条、規則第2条第1号、第3号および規則第3条関係)

※ 特別管理特定水産資源とは、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるものであり、採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を報告しなければならない。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 経過措置

なし